

令和2年4月14日

町立小・中学校保護者の皆様へ

松島町教育委員会
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症対策に係る臨時休業の延長について（お知らせ）

保護者の皆様には、日頃より本町の教育活動に御理解と御支援を賜り厚くお礼申し上げます。

残念ながら県内での感染は拡大傾向にあり、感染経路が明らかでない事例が増加するなど、現在感染者が確認されていない市町村においても注意が必要な段階です。

これらを踏まえ、宮城県では県立学校の臨時休業を令和2年5月6日（水）まで延長することが決定され、県内市町村立学校についても同様の対応について協力の依頼があったところです。

これを受け、当町教育委員会においても町立学校の臨時休業を下記のとおり延長することを決定しましたので、保護者の皆さまのご理解とご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

記

1 臨時休業延長期間

令和2年4月20日（月）から5月6日（水）まで

2 出席の取扱い

臨時休業中は、出席すべき日数には入りませんので、欠席とは扱われません。

3 学習活動について

計画的に家庭学習に取り組むよう、声掛けをお願いいたします。

4 登校日等について

学校ごとの通知をご確認ください。

5 中学校部活動について

臨時休業となった趣旨を考え、部活動については中止といたします。

6 学校給食について

臨時休業に伴い停止となります。

7 その他

臨時休業の趣旨を十分にご理解いただき、お子様には不要不急の外出を避け、外出時のマスク着用や手洗い等の感染防止に努めるようお話してください。

臨時休業中にお子様や御家族が新型コロナウイルスへ感染した場合には、速やかに学校まで御連絡をお願いします。

なお、日々状況が変化していることから、今後内容が変更になる場合があります。

担当 教育課 電話 022-354-5713
